

二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例 手続きの流れ

◆条例の目的◆(条例第1条)

携帯電話基地局の設置等に関し、事業者が近隣住民に対して事前に配慮すべき事項、設置等計画の
手続、紛争の調整に関する手続等について定めることにより、紛争の予防と調整を図る。

(条例第7条第1項)

設置等工事着手の60日前までに、「携帯電話基地局設置等計画届出書」(様式第1号)を町に2部提出
⇒町の受付印を押印し1部返却

(条例第8条第1項)

※町道占用を伴う場合は、道路所管課への
占用申請の際、様式第1号の写しを添付

近隣住民への説明(基地局の高さの2倍の範囲)

① 設置等計画の内容 ② 電波に関する内容 ③ 工事中の安全対策等

※ 範囲内に小・中学校または幼稚園・保育園が含まれる場合は、当該施設に係る
町の所管課を通じて施設の意向を確認

(条例第8条第2項)

近隣住民から「説明会」の開催を求められた場合

「説明会」を開催(近隣住民対象)

(条例第8条第4項)

「近隣住民説明実施報告書」(様式第2号)を町に提出

(条例第9条)

報告書の開示

(報告書の開示を当該近隣住民から求められたとき)

※近隣住民から町へ紛争調整の申し出があった場合、
解決に向けた調整への対応

設置等の工事の着手

※計画をとりやめようとするときは、「携帯電話基地局設置等計画廃止届出書」(様式第5号)を町に提出